県立教育支援センター指導員勤務条件等に関する要領

1 趣旨

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（以下、規定）に定めるもののほか、教育委員会事務局の県立教育支援センター指導員の勤務条件等に関して必要な事項を定める。

2 業務に必要な資格及び任用条件

次のいずれかの要件を満たす者とする。

（1）10 年以上の教職経験を有する者
（2）教育相談・支援に関する資格や経験等を有する者
（3）上記に準ずると認められる者

3 任用期間

当該年度の4月1日（年度途中の採用にあっては採用日）から当該年度の3月31日まで

※ただし、採用の日から起算して、1月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付採用期間の終了前に、教育委員会が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において会計年度任用職員の任用は正式のものとなる。

※なお、地方公務員法に定める「欠格事項」に該当する者は、会計年度任用職員になることはできない。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 三重県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 再度の任用の有無

有（条件有）

〇規程第3条第4項第1号から同項第3号までに規定する「公募により難い場合」又は同項第4号に規定する「公募による必要がないときとして教育長が別に定める場合」

5 再度の任用の判断基準

勤務実績、勤務態度、能力及び面接等により総合的に判断する。

※選考の方法については、面接によらない選考を行う場合がある。

6 業務の内容

県立教育支援センター指導員は、生徒指導課長の指揮監督のもと、次の業務を行う。

（1）義務教育段階の学び直しや進学に向けた学習等、個々の状況に応じた学習支援
（2）他者との関わりを通して自己肯定感を高める活動の支援
（3）スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家と連携した支援
（4）さまざまな人から学ぶ機会や体験活動等、子どもが主体的に進路を考えるための活動の支援

（5）通室することができない子どもたちに対するオンラインを活用した支援
（6）子どもの状況に不安を抱える保護者への対応、及び関係機関やスクールソーシャルワーカー等専門家につなげる支援
（7）学校や関係機関への訪問や情報交換を通して連携を進め、子どものよりよい活動につなげる支援
（8）その他、県立教育支援センターを利用する子どもに必要となる支援

7　勤務場所

県立教育支援センター及び生徒指導課長が指定する場所
（県立教育支援センター所在地：三重県津市大谷町12番地　三重県総合教育センター内）

8　勤務時間・日数、休憩時間

（1）勤務時間及び休憩時間

1日6時間　原則、午前9時30分から午後4時30分（休憩時間は1時間）
※業務によって、勤務時間が変更となる場合があります。

（2）勤務日数

月20日以内
※勤務日数は、相談に応じます

（3）所定勤務時間を超える勤務の有無

原則無し

9　休日

勤務日以外の日
（原則、土日、祝日及び年末年始は休日とする。ただし、勤務の割振りがあった場合を除く。）

10　休暇制度

別紙「三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程」による。
なお、再度、採用された場合は、年次有給休暇を繰越することができる。

11　報酬

報酬等	日額　11，760円（地域手当相当の報酬を含む）
期末手当	任用期間が6か月以上で、1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の者に、別に定める規定に基づき支給。支払い日は6月30日と12月10日（ただし、この日が休日に当たる場合はその前日。）。
勤勉手当	任用期間が6か月以上で、1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の者に、別に定める規定に基づき支給。支払い日は6月30日と12月10日（ただし、この日が休日に当たる場合はその前日。）。
その他手当に相当する報酬	通勤手当を別に定める規定に基づき支給
退職手当	無
報酬締切日	毎月末
報酬支払日	翌月21日（ただし、この日が休日に当たる場合はその前日。）
支払方法	口座振込（法令の規定に従い、源泉徴収がなされます。）
昇給	無

※　現行制度によります。条例等の改正により、変更となることがあります。

12　旅費

「職員等の旅費に関する条例」に基づき支給するものとする。

13　社会保険等

県の規定による公務災害補償の対象となる（または「労働者災害補償保険法」の適用となる）。

14　退職

・任用期間が満了又は死亡の際は、別に発令することなく退職となる。
・辞職の申出は、所定の様式により、辞職日の原則30日前に書面により行うものとする。

15　服務

・地方公務員法の服務に関する規定が適用される。
・営利企業等へ従事する場合は、事前に届出書を提出するものとする。
・法令に基づき失職、懲戒処分、分限処分等となる場合がある。

附則

1. この要領は、令和5年1月27日から施行する。
2. この要領のうち、11の表中「報酬等」及び「勤勉手当」は令和6年4月1日から施行する。
3. この要領は、令和7年6月1日から施行する。
4. この要領は、令和7年12月24日から施行する。ただし、11 の表中「報酬等」は令和7年4月1日から適用する。